

一関地区広域行政組合指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第22号

改正 平成22年8月17日 規則第6号

令和3年3月31日 規則第3号

令和6年3月29日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、施行規則第140条の32第5項の厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

2 法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第115条の25の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るもの又は同条第2項に掲げる事業の再開に係るものにあつては届出事由が発生した日から起算して10日以内に、同条第3項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつてはその廃止又は休止の日の1月前までに、同条第4項の厚生労働大臣が定める様式により管理者に届け出なければならない。

(指定の更新の届出)

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2第2項の申請は、施行規則第140条の32第5項の厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

(事業所情報の提供)

第5条 管理者は、法第115条の22若しくは法第115条の31において準用する法第70条の2第3項の規定により指定若しくは指定の更新をしたとき又は法第115条の25の規定による届出を受理したときは、岩手県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る介護予防支援事業を行う事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 介護予防支援事業を行う事業所の名称及び所在地

- (2) 指定介護予防支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第6条 法第115条の30の規定による公示は、施行規則第140条の38に規定する事項のほか、当該公示に係る事業所の介護保険事業所番号について行うものとする。

(指定介護予防支援の一部委託の届出)

第7条 施行規則第140条の35第1項又は同条第2項の規定による届出は、同条第4項の厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に規定するもののほか、指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月17日規則第6号）

この規則は、平成22年8月17日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第3号）

1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月29日規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

2 管理者は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な手続きを行うことができる。